

津幡町人事行政の運営等の状況

第1 人事行政の運営の状況

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日現在） （単位：人）

部門	区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由
		令和5年	令和6年		
一般 行政 部門	総務・企画等	66	67	1	災害復旧のための増員
	保健・福祉	83	81	△2	欠員不補充
	商工・労働	6	6	0	
	農林・土木	24	26	2	災害復旧のための増員
	小計	179	180	1	
特別 行政 部門	教育部門	37	38	1	人事異動による増員
	消防部門	45	45	0	
	小計	82	83	2	
公営 企業 等会 計部 門	病院	82	84	2	欠員補充
	上下水道	11	11	0	
	その他	22	19	△3	欠員不補充
	小計	115	114	△1	
合計		376 [455]	377 [455]	1 [0]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。 2 []内は、条例定数の合計です。

(2) 職員の退職状況（令和5年4月1日から令和6年3月31日）

（単位：人）

区分	定年	自己都合	その他	計
人数	0	14	4	18

(注) 特別職及び割愛による退職を除きます。

(3) 職員採用候補者試験の実施の状況（令和5年4月1日から令和6年3月31日）

（単位：人）

試験区分	申込者	受験者	合格者			倍率	採用		
			男	女	合計		男	女	合計
一般（上級）	13	7	2	0	2	3.5	2	0	2
一般（初級）	7	6	1	2	3	2.0	1	0	1
一般（障がい者）	2	2	0	0	0	0	0	0	0
土木建築（上級）	1	0	0	0	0	0	0	0	0
土木建築（初級）	1	1	1	0	1	1.0	1	0	1
土木建築（経験者）	2	2	2	0	2	1.0	2	0	2
精神保健福祉士	0	0	0	0	0	0	0	0	0
消防士	8	8	2	0	2	4.0	1	0	1
保育士	1	1	1	0	1	1.0	1	0	1
給食調理師	2	2	0	1	1	2.0	0	1	1

2 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (令和5年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 4年度の人 件費率
5年度	人 37,404	千円 16,834,257	千円 339,593	千円 2,645,092	% 15.7	% 15.6

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
5年度	人 263	千円 862,855	千円 193,036	千円 342,303	千円 1,398,194	千円 5,316

(注) 職員手当には、退職手当を含みません。職員数は、令和5年4月1日現在の人数です。

(3) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

区 分	令和5年4月1日現在			令和6年4月1日現在		
	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	40.3歳	290,589円	361,184円	40.7歳	297,002円	352,702円
技能労務職	52.3歳	245,184円	268,864円	51.7歳	242,933円	261,187円

(注) 1 「平均給料月額」とは、職種ごとの基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われている扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

(4) 職員の初任給の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		津幡町	石川県	国
一般行政職	大学卒	196,200円	196,700円	196,200円
	高校卒	166,600円	167,000円	166,600円
技能労務職	高校卒	164,000円	164,400円	—
	中学卒	147,100円	147,500円	—
福祉職	短大卒	189,600円	—	—
医療職(一)	大学卒	264,700円	—	—
医療職(二)	大学卒	202,800円	—	—
医療職(三)	短大卒	218,800円	—	—

(5) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和6年4月1日現在）

区 分		経験年数7年以上 10年未満	経験年数10年以上 15年未満	経験年数15年以上 20年未満
一般行政職	大 学 卒	242,985 円	268,536 円	318,385 円
	高 校 卒	214,625 円	234,833 円	256,800 円
技能労務職	大 学 卒	—	—	*
	高 校 卒	—	*	254,533 円

(注) 個人情報保護の観点から、対象となる職員数が1人又は2人の場合は、当該箇所を「アスタリスク(*)」としています。(その他、該当者がいない欄については、すべて「ハイフン(-)」としています。)

(6) 一般行政職の級別職員数の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
7 級	部長	7 人	3.6%
6 級	部長、課長	0 人	0.0%
5 級	課長、担当課長	27 人	14.0%
4 級	主幹、副主幹	24 人	12.4%
3 級	係長、専門員、主査	57 人	29.6%
2 級	主事、技師	32 人	16.6%
1 級	主事、技師	46 人	23.8%

(注) 1 津幡町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

(7) 昇給への勤務成績の反映状況

1. 勤務成績の評定の実施状況

地方公務員法第23条の2第1項の規定に基づき、全職員に対して人事評定を実施しています。

2. 昇給への勤務成績の反映状況

勤務成績の評定結果を参考にし、昇給区分を実施しています。

(8) 職員の手当の状況

① 期末手当・勤勉手当（令和5年度）

津 幡 町	石 川 県	国
1人当たり平均支給額 1,367千円	1人当たり平均支給額 1,633千円	—
支給割合 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分	支給割合 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分	支給割合 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分
(加算措置の状況) 職制上の加算、職務の級等による加算 ・役職加算 3～15% ・管理職加算 なし	(加算措置の状況) 職制上の加算、職務の級等による加算 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の加算、職務の級等による加算 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

(参考) 勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

1. 勤務成績の評定の実施状況

地方公務員法第23条の2第1項の規定に基づき、全職員に対して勤務評定を実施しています。

2. 勤勉手当への勤務実績の反映状況

成績率に差を設けていないが、成績不良による減額、病気休暇等による在職期間の除算を行っています。

② 退職手当（令和6年4月1日現在）

津 幡 町	国
(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度額 47.709月分 47.709月分	(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度額 47.709月分 47.709月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2～20%以内で加算) 1人当たり平均支給額 6,735千円	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2～45%以内で加算)

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

③ 地域手当（令和6年4月1日現在）

医療職給料表(一)の適用を受ける職員に対し、給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に100分の16を乗じて得た月額地域手当を支給

④ 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）		36,950千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）		207,587円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度）		48.24%	
手当の種類（手当数）		14種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
感染症防疫作業手当	感染症防疫作業に従事する職員	感染症の患者の救護、物件の処理作業に従事	1日300円
	河北中央病院、消防署に勤務する職員	特定新型インフルエンザ等の患者の診察や移送等、物件の処理作業に従事	1日4,000円以内
災害等出勤手当	出務職員	勤務時間外、休日において、火災、水害その他の災害に緊急出勤する場合	出勤1回300円
		勤務時間外、休日において、行方不明者又は負傷者等の捜索に出勤する場合	勤務1回6,000円以内
		本町以外の地方公共団体の要請に基づき、災害応急対策、災害復旧のため本町以外の地方公共団体に派遣される場合	勤務1回6,620円以内
災害等待機手当	事務従事職員	町地域防災計画に基づく配備指令又は待機命令の発令による勤務に従事	勤務1回4,200円以内
医療等業務手当	病院に勤務する職員	病院に勤務し、医療、調剤又は検査等の業務に従事	河北中央病院院長 月額220,000円 河北中央病院副院長 月額190,000円 河北中央病院医長 月額100,000円 河北中央病院医師 月額80,000円 河北中央病院薬剤師 月額50,000円 診療放射線技師、臨床検査技師、管理栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及び視能訓練士 月額6,500円
医師調整手当	病院に勤務する医師	病院に勤務する医師に支給する。ただし、初任給調整手当を支給されることとなる職員は除く。	月額50,000円以内

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
町税等賦課徴収手当	税務課の職員	固定資産税及び都市計画税の賦課のため庁外勤務に従事	1日300円
	税務課、町民課の職員	町税、国民健康保険税及び介護保険料の徴収のため庁外勤務に従事	1日300円
行旅死亡人等処置手当	福祉課の職員	行旅死亡人の取扱いに従事	1件5,000円
		行旅病人の取扱いに従事	1件2,000円
児童保育業務手当	保育園の職員	児童の保育業務に従事する職員のうち、町長が特に必要と認める職員	月額11,000円以内
夜間看護等業務手当	河北中央病院の職員	深夜において行われる看護等の業務に従事	勤務1回6,200円以内
用地取得交渉業務手当	事務従事職員	現地において用地取得の交渉業務に従事	1日500円
除雪作業手当	都市建設課の職員	積雪時における道路交通網の確保のため除雪作業に従事	1日300円
犬、猫等の死体処理作業手当	生活環境課の職員	犬、猫等の死体処理作業に従事	1件500円
汚物処理業務手当	河北中央病院の職員	汚物処理業務に従事	月額5,000円以内
消防手当	消防本部、消防署に勤務する職員	救急業務に従事	出動1回200円 救急救命士が出動中、処置を行った場合 出動1回500円
		火災現場に出動し、消火作業に従事	1回300円
		地上10メートル以上の足場の不安定な箇所での救助活動又は消火活動に従事	1回500円
		災害現場に出動し、潜水作業に従事	1回500円
		消防用自動車（ポンプ車、工作車、はしご車）の緊急出動の運転に従事	1回200円
		隔日勤務の職員	月額8,400円

⑤ 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	148,026千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	509千円
支給実績（令和4年度決算）	95,991千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	352千円

⑥ その他の手当（令和6年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員について支給 ・給料表の別に、職務の級及び区分に応じて、一般行政職 月額 18,500円～81,800円	同じ
初任給調整手当	医師職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職員 月額 48,100円～308,900円	同じ
扶養手当	扶養親族のある職員に対して下記の区分により支給 ・配偶者 6,500円 ・子 10,000円 ・子以外1人につき 6,500円 ・満16歳の年度始めから満22歳の年度末までの子 1人5,000円加算	同じ
住居手当	借家・借間居住者 ・家賃が月額27,000円以下 家賃－16,000円 ・家賃が月額27,000円を超え、61,000円未満 (家賃－27,000円)×1/2+11,000円 ・家賃が月額61,000円以上 28,000円	同じ
通勤手当	○交通機関を利用し運賃等を負担している職員 ・運賃相当額が55,000円以内 全額支給 ・運賃相当額が55,000円超 55,000円 ○交通用具等を使用している職員 ・距離に応じて支給 1か月 2,000円～31,600円	同じ
休日勤務手当	休日における正規の勤務時間内に勤務を命ぜられた職員 ・1時間当たり給与額の135/100	同じ
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員 ・1時間当たり給与額の25/100	同じ
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員 ・勤務1回につき 4,400円～21,000円	同じ
管理職員特別勤務手当	管理職手当を支給されている職員が、(1)臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日又は祝日法による休日若しくは年末年始の休日に勤務した場合、(2)災害への対処その他臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間に勤務した場合に支給 ・管理職手当支給区分及び勤務時間に応じて 勤務1回あたり 3,000円～10,000円	同じ
災害派遣手当	災害応急対策又は災害復旧のため、町内に派遣され、住居を離れその地に滞在する職員に対して支給 ・滞在期間及び滞在施設に応じて 1日につき 3,970円～6,620円	同じ
武力攻撃災害等派遣手当	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置を実施するため、町内に派遣され、住居を離れその地に滞在する職員に対して支給 ・滞在期間及び滞在施設に応じて 1日につき 3,970円～6,620円	同じ

(9) 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区 分			給料月額等		
給料	町副教	長	845,000円		
		町育	685,000円		
		長	629,000円		
報酬	議副議	長	410,000円		
		長	347,000円		
		員	328,000円		
期末手当	町副教	長	(令和5年度支給割合)		3.40月分
		長	(令和5年度支給割合)		3.40月分
退職手当	町副教	長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
		長	退職日の給料月額×583.7/100×年数	19,729,060円	任期毎
		長	退職日の給料月額×303.7/100×年数	8,321,380円	任期毎
		長	退職日の給料月額×253.7/100×年数	4,787,319円	任期毎

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（町長・副町長4年、教育長3年）勤めた場合における退職手当の見込額です。

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況

勤務時間	8 : 30 ~ 17 : 15
休憩時間	12 : 00 ~ 13 : 00

(注) 公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要のある職員（消防、病院、保育園、文化会館、図書館等）は上記以外の勤務時間の割振りによります。

(2) 休暇の状況

区 分	事 由	期 間
年次休暇		1暦年につき20日
病気休暇	下記以外	90日以内
	公務上又は通勤による負傷又は疾病	必要と認められる期間
特別休暇	公民としての権利を行使する場合	必要と認められる期間
	裁判員、証人等として国会、裁判所等に出頭する場合	必要と認められる期間
	骨髄提供者となる場合	必要と認められる期間
	ボランティア活動に参加する場合	5日以内
	結婚する場合	連続する5日以内（週休日等を含む）
	不妊治療のため通院等をする場合	5日（体外受精その他の町長が定める不妊治療の場合は10日）以内

区 分	事 由	期 間
特別休暇	産前の場合	産前6週間（多胎妊娠の場合は14週間）以内
	産後の場合	産後8週間まで
	保育(授乳等)する場合（生後1年に達しない子）	1日2回それぞれ30分以内
	生理の場合	必要と認められる期間
	妻が出産する場合	2日以内（出産に係る入院等の日から産後2週の間）
	妊娠中又は出産後1年以内の女子職員が健康診査を受ける場合	勤務時間の範囲内で必要と認められる期間（母子保健法で定められた回数又は医師から指示があった回数）
	妊娠中の女子職員が休息等の必要がある場合（母体又は胎児の健康保持に影響がある場合）	勤務時間の範囲内で必要と認められる期間
	妊娠中の女子職員が通勤に利用する交通機関が混雑する場合（母体又は胎児の健康保持に影響がある場合）	勤務時間の始め又は終わりにつき、1日を通じて1時間以内の必要と認められる期間
	育児参加をする場合（妻が出産する場合、産後8週間以内の子又は小学校就学前の子を養育のため勤務しないことが相当である場合）	5日以内（出産予定日の6週間（多胎の場合は14週間）前から産後8週の間）
	子の看護をする場合（小学校就学前の子を看護するため勤務しないことが相当である場合）	5日（子が2人以上の場合は10日）以内
	短期の介護をする場合（配偶者、父母、子、祖父母、孫、兄弟姉妹等の世話をを行うため勤務しないことが相当である場合）	5日（要介護者が2人以上の場合は10日）以内
	親族が死亡した場合	親族の区分により1日から7日の範囲（週休日等を含む）
	父母を追悼する場合（勤務しないことが相当と認められる場合）	1日以内
	夏季における心身の健康の維持・増進等の場合	3日以内
	災害により滅失等した住居の復旧作業等の場合	7日以内
	災害・交通機関の事故等により出勤が著しく困難な場合	必要と認められる期間
	災害時に退勤途上の身体の危険を回避する場合	必要と認められる期間
介護休暇	2週間以上の介護をする場合（配偶者、父母、子、祖父母、孫、兄弟姉妹等の世話をを行うため勤務しないことが相当である場合）	通算して6月を超えない範囲内で必要と認められる期間（介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回まで）
介護時間	2週間以上の介護をする場合（配偶者、父母、子、祖父母、孫、兄弟姉妹等の世話をを行うため1日の勤務時間の一部につき、勤務しないことが相当である場合）	1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる期間（介護休暇とは別に、介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間内）

4 分限及び懲戒処分 の 状況

(1) 分限処分の状況(令和5年4月1日から令和6年3月31日) (単位:人)

	降 任	免 職	休 職	降 給	計
町長部局等	—	—	5	—	5
教育委員会	—	—	0	—	0
計	—	—	5	—	5

(2) 懲戒処分の状況(令和5年4月1日から令和6年3月31日) (単位:人)

	戒 告	減 給	停 職	免 職	計
町長部局等	—	—	—	—	—
教育委員会	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

5 服 務 の 状 況

(1) 職務に専念する義務の免除

職員には、その勤務時間中において、職務に専念する義務(地方公務員法第35条)がありますが、法律又は条例に特別な定めがある場合は、その免除が認められています。

令和5年度における職務専念義務免除の状況は、次のとおりです。

職務専念義務免除理由	令和5年度の免除件数
研修を受ける場合	—
厚生に関する計画の実施に参加する場合	—
任命権者が特に適当と認める場合	0件
計	0件

(2) 営利企業等の従事に関する許可

職員は、地方公務員法第38条第1項及び第2項に基づき、その職員の占めている職位と当該業務との間に特別な利害関係又はその発生のおそれがなく、かつ、その業務に従事しても職務の遂行に支障がないと認める場合その他地方公務員法の精神に反しないと認められる場合に限り、任命権者の許可を得て、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員等の地位を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、または報酬を得て他の事業若しくは事務に従事することができます。

なお、令和5年度の許可件数は、次のとおりです。

町長部局等	教育委員会
7件	9件

(3) 一般職員年次有給休暇の取得状況（令和5年中）

平均使用日数	消化率
12.6日	31.6%

(4) 育児休業及び部分休業の取得状況（単位：人）

区 分	令和5年度の取得者数		
	育児休業	部分休業	育児短時間勤務
男性職員	1	0	0
	1	0	0
女性職員	4	4	0
	4	3	0
合 計	5	4	0
	5	3	0

(注) 「令和5年度の取得者数」欄の上段には令和5年度に新たに取得した者、下段には令和5年度以前から引き続き取得している者の人数。

(5) 介護休暇の取得状況（単位：人）

区 分	令和5年度の取得者数
男性職員	0
女性職員	1
合 計	1

6 研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修の状況(令和5年度)

(単位：人)

区 分	内 訳 (主なもの)	受講者の延べ人数	
		町長部局等	教育委員会
基本研修	新規採用職員研修	11	0
	初任者研修、文書作成力研修	16	0
	新任職員研修	13	4
指定研修	吏員研修	9	2
	管理者研修	0	0
	評価者研修	36	4
	OJT研修	96	9
	普通救命講習	194	22
選択研修	行政実務研修	27	0
	能力向上研修	11	1
専門研修	税務事務、入札・契約事務研修等	1	0
	保育士研修、給食調理員研修	457	57
派遣研修	市町村職員中央研修、異業種交流研修	2	0

(2) 勤務成績の評定の状況

地方公務員法第23条の2第1項の規定に基づき、能力の実証に基づいた人事管理体制を確立し、公務の能率的な運営を図るため、職員の勤務成績の評定を行っています。

また、職員の能力や勤務実績等を総合的に評価することを通じて配置換えや昇任等を行い、適材適所の人事配置を図っています。

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 厚生制度の状況(令和5年度)

(単位：人)

区 分	主な項目	対象者等	実施状況	
			町長部局等	教育委員会
健康管理事業	定期健康診断 人間ドック	全職員 35歳以上	306	114
			64	30

(2) 共済組合制度の状況

社会保険制度の一環として相互救済による共済組合制度を実施している石川縣市町村職員共済組合に加入しており、主な事業は次のとおりです。

この財源は、職員（組合員）の掛金と事業主である地方公共団体の負担金で賄われています。

① 保健事業

希望者人間ドック、各種がん検診、生活習慣病健康診断、保養所等利用助成など

② 給付事業

保健給付（療養の給付、高額療養費、出産費）、休業給付（傷病手当金、育児休業手当金）、災害給付（災害見舞金）など

(3) 公務災害の認定状況

職員が公務遂行中及び通勤中の負傷や、公務が原因となって発症した疾病など公務上の災害として認定した令和5年度の件数は、次のとおりです。

区 分	町長部局等	教育委員会
公務災害認定	1	—
通勤災害認定	—	—

第2 公平委員会の報告事項

1 勤務条件に関する措置の要求の状況

令和5年度における係属件数は、次のとおりです。

区 分	令和4年度末 係属件数	令和5年度中 要求件数	令和5年度中処理状況				令和5年度末 係属件数
			却 下	取下げ	容 認	否 認	
給 与	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—	—	—

2 不利益処分に関する審査請求の状況

令和5年度における係属件数は、次のとおりです。

区 分	令和4年度末 係属件数	令和5年度中 請求件数	令和5年度中処理状況				令和5年度末 係属件数
			却 下	取下げ	処分承認	処分取消	
任 用	—	—	—	—	—	—	—
給 与	—	—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—	—	—